

# 明義進行集こそその著者

橋川正

こゝに一冊（墨附四十七紙）の書籍がある。題して明義進行集といふ、原本は大阪府南河内郡天野村金剛寺の所蔵に係る。本書は去る大正七年黒板勝美氏が發見されたものであつて、その復命書は歴史地理（三三ノ六、大正八年六月發行）の彙報欄に見えてゐる。今その中から本書に關する一節を抜萃すれば左の如くである。

明義行集（私に云く進の字を脱す）は未だ學界に知られざる珍書にして、今第二第三の合本二冊を存するに過ぎざるも、淨土宗を開きし法然上人の化導に隨ひて、念佛門に入りし高野僧都明遍、白河上人信空、安居院聖覺以下名僧の事蹟を述べたる片假名文の傳記なり、その弘安六年五月の書寫にかかるを觀れば、著述當時を去る遠からざるものといふべし。

本書の解題は右によつて略盡されてゐるといつてよいが、更に詳しく述べ、出來得べくんば、その著者を明かにしたといふのが本稿を草する所以である。

本書の外題には「明義進行集卷第一并卷第三」とあつて、右下に「僧惠鑊之」と袖書する。惠鑊の何人

なるかを明かにし得ないのは遺憾であるが、鑄字を用ふるより見れば恐らく眞言宗の僧なるべく、他の例より推せば之は所有格を現はし寫傳所屬の人であるに相違ない。而して奥書には

于時弘安六年五月二十二日於

泉州山直郷多次米村安樂寺之砌爲佛法興隆書寫畢

願以書寫功德力 我等廻向二親及法界

共生西方極樂界 頤證菩提利群生

●  
●  
(別筆) 所迎法師之

僧 惠鑄 之

とあつて、本書が弘安六年の書寫なることを證する。因みに和名鈔に依れば和泉國和泉郡に山直(也末多倍)郷あり。靈異記にいふ山直里も蓋しこの地を指すのであらう。大日本地名辭書によれば山直郷は泉州郡「山直上村、山直下村(大字新在家)及び山瀧村(今泉州郡に屬す)に當る」といふ。奥書中の多次米村は判讀の結果であるが、山直下村の大字田治米に當るを見るべきであらうか、なほ後考を要する。現に山直下村に安樂寺(眞宗本派に屬す)といふ寺院があるけれども、奥書中の安樂寺と同一とは恐らく當らぬであらう。これも後考を待つことゝしやう。又右の願文中に西方極樂界云々あるのと、前に惠鑄が眞言宗の人であらうといったの一見衝突するやうに思はれ

ぬでもないが、當時の教界の實際について見れば、眞言宗であつても西方往生を願求するものは尠くなかつたのであるから、別段深く穿鑿する必要もないであらう。

本書卷第二の初に總序とも見らるべきものが三行ある。即ち

抑源空上人ト同時ニ出世セル諸宗ノ英雄ノナカニ、カノ化導ニ隨テサハヤカニ本宗ノ執心ヲアラタメテ、專無觀ノ稱名ヲ行シテ、往生ノ望ヲトゲタルヒトオホシ、今入滅ノ次第ニヨリテ、ソノ義ヲイハゞ

といふのであるが、短いけれどもこの一節は餘程注意して見なければならぬ。これによつて本書が法然上人門下の人々に關するものであることが判り、既に題して明義進行集といふが如く、且又「ソノ義ヲイハゞ」といふが如く、門下の人々の事蹟閱歷を述べる傳記が主ではなくて、その「義」を闡明にするのが本書選述の目的であることが判る。而してその「義」とは即ち無觀の稱名に因る西方往生であると考へる。この點に於て黒板博士の「事蹟を述べたる片假名文の傳記なり」といふ解説には飽き足りない。而して本書編纂の體裁が入滅の前後によつて順序を立てたことは著者の一識見であるといへやうと思ふ。今その所謂入滅の次第を掲げると左の如くである。

## 卷第二

### 第一禪林寺僧都靜遍

明義進集さその著者

貞應三年甲申四月廿日入滅時也年五十九

第二高野明遍僧都

貞應三年六月十六日入滅時二年八十三

第三長樂寺律師隆寬

安貞元年ヒノトノヰ十二月十三日入滅時二年八十

第四空阿彌陀佛

安貞二年正月十五日入滅時二年七十四

第五白河上人信空

安貞二年九月コヽヌカノヒ入滅時也年八十三(以上五人)

卷第三

第六出雲路ノ上人覺渝

天福元年正月卅日入滅時年七十六

第七安居院法印聖覺

天曆二年乙未三月ノ五日入滅トキニ年六十九

第八毘沙門堂法印明禪

仁治三年ミツノヘトラ五月二日入滅時ニ年七十七(以上三人)

右の中本朝高僧傳等に隆寛の入滅を嘉祿二年臘月十三日とするが、これは誤でその翌年の安貞元年とする本書の説が正しい。本書と法水分流記の註ともよく合する。但し聖覺の入滅を天曆とするのはいふ迄もなく又曆の誤記である。以上法然上人門下として八人を列ねるが、その最後の明禪入滅の年から數へて本書の寫傳は四十一年後であるから、大體からいつて本書の撰述が明禪の滅後半世紀を出でないことが判り、從つて本書の價值も充分認められねばならぬのである。(法然上人滅後七十一年)

以上八人の義を擧げ終つて「已上諸德ノ無觀稱名ノ義、粗隨見及部類訖」と前に照應して結び、次に「方今末學ノ異義ヲタ、ムガ爲ニ、先吉吉ノ微言ヲアツム、是則彌陀本願極致、淨土真宗ノ精要ナリ」と話頭を改めて「無觀の稱名」の意義を總説し、「曠劫ヨリコノカタツ子ニ沒シツ子ニ流轉シテ、出離ノ縁ナキ身、シラズ(不知)イカナル宿善アリテカ、イマコノ要法ニアヘル、コレ權身ノ極ナリ、一發心以後、誓コノ生ヲオフルマテニ、退轉有ル事ナクシテ、タ、淨土ヲモテ期トセム、一心ノ眞實、三寶照覽シタマヘ、見ン人コ、ロヲオナシクセハ、コレハカ(我)ヨキトモナリ」と語を收める。これによつて本書が三卷で完結して居ることが判るが、惜しいことには卷第一を今失つて居る。然るに前に述べた如く本書の體裁は卷第二卷と第三とで纏つて居るのであつて、靜遍を第一として以

下八人を列ねて居るのである。それで卷第一と卷第二との間に一段落の存することが察せられる。これより推して考へて見るのに卷第一は法然上人に關してその「義」の由つて來るところを明かにしたのではなからうか。このことはなほ後に關係があるから、なほ詳しく述べるつもりであるが、こゝでは一言かくの如き推測を下して置かう。

本書の體裁は以上説くが如くであるが、予は本書を通讀して本書の著者が信瑞（敬西）なることを知つた。以下その支證たるべきものを擧げて見やう。

(一) 隆寛の條に「信瑞同宿ノ昔ミヅカラカタ（語）テノタマヒシハ、隆寛發心ノハジメニハ、三行ヲリ（折）ノ阿彌陀經ヲ手ニキリテ、毎日ニ四十八卷ヲヨミシカハ、大僧正ノ御房ニ謡號慈和尚祇侯ノ時モサル行人ナレハトテ、御前ニシテモ、クタムノ經ヲニキテ（握）ヨムコトヲハユルサレタテマツタリキ」云々。この語勢明かに信瑞自らの經歷を語るものであつて、第三者の見聞を記したとは考へられぬ。これ本書の著者を信瑞とする一證である。

(二) 空阿彌陀佛の條に「信空上人ノタマハク、空阿彌陀佛ヲバ、世ニハ無智ノ人トオモヘレトモ、ハレ（吾）ニヲイテハシカラス、一定權者ノフルマヒトミルトコロアルユヘニ、フカク歸伏スルナリト云々コノコトヒトニアヒテノ給ヒシヲ、信瑞マノアタリ聞事度々ナリ」。理由前に同じ。

(三) 又同條に「先師法達上人イハク、聞<sub>チ</sub>綠竹之<sub>ヒイン</sub>惡音<sub>ウコガサ</sub>而不<sub>レ</sub>薄<sub>チ</sub>心<sub>ヲ</sub>見<sub>二</sub>草木之艷色<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>悅<sub>チ</sub>目<sub>ヲ</sub>」。

者、非出「離器」云イサ、カ存スルトコロアリテ次ニコレヲ記ス。」であるから、本集の著者は法蓮上人の門下でなければならぬ。今法水分流記に照して見るのに隆寛の下に信瑞敬西 照道—法西弘安二十亡—法西照道である。望月信享氏はかつて「敬西房信瑞大徳の事蹟は詳ならず。法然上人行狀畫圖第二十六には、法蓮房信空の弟子にして、法然上人の孫弟なりといひ、宗派流傳の一系は之に同じきも、他の一係には、長樂寺隆寛律師の下に系し、隆寛の弟子となせり。信瑞の作なる廣疑瑞決集第一に『先師法蓮上人』と云ひ、又『先師律師つねにの玉はく、隆寛こそ十九の願の機に』と云ふに依れば、信瑞は信空隆寛の二師を師としたることを知るべし。

淨土傳燈總系譜卷下に、信瑞は初め隆寛を師とし、後白川の法蓮に歸すと云ふも、予は信瑞の信の字は信空の上の字を紹げるものなるべしと思考するが故に、初め、信空を師とし、後隆寛に歸したるものと推定せんと欲するなり」といはれて居る(佛書研究五)。望月氏の説はたしかに傾聽すべき一説とすべきであるが、信空隆寛兩師の前後についてはこゝに於て速断せず暫らく後に譲ることとする。信空門下の駿足として毘沙門堂明禪法印があり、善空淨意があるけれども、信瑞の著書について一瓦り考へ、本書に臨むならば何人も本書の著者を以て信瑞その人に擬するに躊躇しないであらう。何れにしても本書の著者が法蓮上人信空の門下であることが判つたから、特に法蓮上人の條については餘程注意して見なければならぬ。

(四) よつて白河上人信空房法蓮の條を見るのに「夫明禪(前に述べしが如く信空の門人である)智徳高遠ニシテ道心紀熟セリ。自門他門若ハ貴キモアレ、若ハ賤キモ、イマダ一言ノソシリヲイタサス」と述べ、「上人(信空)遷化ノ後四七日五七日ノ中間ニ遺弟善空法師(前に舉けしが如し)、臨時ニ佛事ヲ修シテ法華經ヲ供養スル事アリキ、導師ハ明禪ナリ、秉燭以後來臨説法ノ詞ニイハク」としてその説法のことを叙し終りて「ソノ座ニツラナリシ人々、コレヲ聞テ感嘆セストイフ事ナシ、信瑞幸ニ中陰ニハヘリ「侍」テ、マノアタリコノコトヲ聞キ、明禪ホトノ人ノカクハカリ信シ給タリシハ、タ、コトニハアラストオホヘ(覺)テ、隨喜無極リキ、往事ヲオモウコトニ今モマタシカリ、又信瑞同宿ノ昔シ決定往生ノ用心ヲ尋申シ、答ニノ給ヒシハ(中略)信空ハステニコレ源空相傳シテ故實ヲウケタルミ(身)ナリトテ甚深ノ故實トモサツケ給キ、シケ(繁)、レハコニハノセス、別希ニコレヲ記ス」と、煩をも辭せず以上引用したところによつて、著者が信瑞なることは疑ふ餘地なかるべく、信空との師弟關係も到る處に示されてゐる。なほ仔細に考ふると卷第二は師の信空にて結び、卷第三の方は師兄の明禪で終つてゐるところに著者獨自の底意が存してゐるやうである。

而して本書前後を通じて信空の條ほど筆と意とを用ひたものなく、「先師」の鑽仰をしてゐることは他にその比を見ない。たゞへば「叡空入滅ノ後源空上人ヲ師トシテ法ヲ學ス、シカレハ信空上人ハ源空上人ノ爲ニハ、ハジメニハ同法、後ニハ弟子ナリ、コノ故ニ源空上人ノ補處トシテ本尊聖教

「三衣坊舍コトドクニモテ相傳シ給ヘリ、オホヨソ一朝ノ戒師萬人ノ依怙ナリ」といふが如きによつて見ると、信瑞が深く信空に歸依してゐたことが明かであつて、これを隆寛の條に比すると雲泥とまではいはれないにしても餘程の相異である。隆寛信空兩師の前後について異説のあることは前にも述べたが、今本書によつて考察するならばやはり舊來の説の如く、信瑞は前に隆寛を師とし後信空の門に歸したやうに思はれる。望月氏は信瑞の信が信空から出たことを以て信空が前師だと推定されてゐるけれども、強ちそれのみによつて決することは如何かと思ふ。他にもつと有力な根據の現はれぬ以上、前後は容易に決せられぬが、信空相承が本系であり、隆寛相承が傍系であることは、秋毫も疑へないとと思ふ。そのことは何れ信瑞の事蹟を考查する場合に譲つておいて、こゝではたゞ明義進行集の著者が信瑞であるといふことさへ明かにしておけばよいのである。因みにいふ、真宗法要典據、改邪鈔賀古の教信の條に進行集なるものを引くが、もとより本書とは別のものであつて、混同すべきでない。

翻つて今日まで信瑞の著者として世に知られたものを擧げるならば、

(一) 淨土三部經音義集四卷 (嘉禎二年撰)

本書については橋本進吉氏の信瑞の淨土三部經音義集に就いて(佛書研究一二)、及び故佐賀東周氏の松室釋文と信瑞音義(本誌一ノ三)がある、詳しく述べて參看を要す。

(一) 泉涌寺不可棄法師傳一卷 (寛元二年撰)

續群書類從第二百十七卷に收む。

(二) 廣疑瑞決集五卷 (建長八年撰)

名古屋市圓輪寺より發見され、伊藤祐晃氏によつて刊行された。

(三) 法然上人傳一卷 (弘長二年以前撰)

行狀異圖(二五六)に「されば弘長二年の頃、上人の孫弟敬西房法連房  
弟子關東下向の時、上人の傳を(北條時頼に)進じたりけるに、數日披覽の後上人の德行をうとみて念佛の安心を尋ねられければ、往生の故實勵行の文などを書いて奉りけり」とあるから、この法然上人傳が少くとも弘長二年以前のものであることは確かである。この傳は既に佚してゐるが、圓光大師行狀畫圖翼贊(一)に「一卷傳隆寬律師ノ弟子信瑞大德ノ所記也決疑鈔見聞良及淨土宗派ニ敬西房上人傳ヲ作ルト云是也」とあるから、一卷であつたことが知られる。逸文は良榮の撰擇決疑鈔見聞に見えるばかりでなく、淨土十勝論、決疑鈔直牒等に或ひは黒谷上人傳、黒谷本傳、或ひは單に上人傳として引用するものに徵することが出来る(望月信亨氏の敬西房信瑞の著書、佛書研究五參看)。

以上四部の外に新たにこの明義進行集三卷(但し一卷闕く)を加へ得たことは信瑞研究の上に尠なからず資料を提供すると共に、法然上人門下の研究資料として最も確實なものゝ一つが世に現は

た譯である。佛教の研究はいふ迄もなく人の上に體現された法を究盡すべきであつて、抽象的に法をいくら逐ふて行くとも、そは完全な研究とは見做せないのである。今信瑞の研究法を見るのに教理信仰と人物とを離さず、人法並べあぐるを以て最後の目的としてゐるやうで、明義進行集の如きはじめに指摘したが如く無觀の稱名を唱道し往生淨土の義を明かにするにあるが、仔細に人物についてこれを考へ具體的事實にこれを徵してゐるから、この方面からは兼て法然門下の事蹟を見るべく史料としても取扱ひ得るのであつて、この點に於ては黒板博士の解題は一面の性質を明かにして居られると思られるであらう。本書の撰述年時の確定出來ないことは甚だ遺憾であるが、信瑞は弘安二年に入寂してゐるから(亨年亦明かならず)、仁治三年以後弘安二年以前と漠たる限定をしておくの外はない。而して現に金剛寺所藏の本書は著者入寂後四年の寫本であるから、殆んど自筆本にも準すべき程の價値を有するのである。信瑞の著書に法然上人傳一卷のあることに留意して、本書卷第二の書出しを窺ふと、今佚して居る卷第一が法然上人に関するものであらうといふことは殆んど誤ない事實である。他日何處よりか卷第一の現はれることを偏へに翫望して、かくの如き推定説を掲げておかう。

教義信仰として將又史料として本書について述ぶべきことは甚だ多いが、今後大いにこの方面的研究者の自由なる利用に任せ、こゝには聖覺の條に唯信鈔の引用あることを特に注意しておかう。

即ち「又製作ノ唯信抄ニイハク」として假名聖教本六ノ右「往生極樂ノ別因ヲマウケムトスルニ」より、八ノ左「是ヲ念佛往生トス」まで及び二十一の左「次ニ本願ノ文ニイハク」より、二十三ノ左「口稱ノ義ヲアラハサムトナリ」までを抄出連載する、今この引用文と假名聖教本とを比較校合して見るのに、もとより大した相異はないが語句の出入、漢字假字の異同が渺くない。少くとも眞宗流傳の古寫本と共に唯信鈔を嚴密に校合する場合の一参考に供すべき價値は十分あると思ふ。鈔出した末に「詮ヲヌキテコレヲノス殘ル所ハ自ラヒラケ」といふが如き、如何にも鎌倉時代の素朴なる文體と肯かれる。

終に臨んで本書の披閱に多大の便宜を與へられた鷺尾順敬氏、ならびに本文の發表を慇懃された住田智見先生に謹んで敬意を表し、あはせて昨年の本誌に信瑞音義の研究を寄せられた佐賀東周氏が既に泉客となられて幽明境を相隔てゝゐる今日、信瑞の著書をこゝに復紹介する不可思議の因縁を感じて筆を擱く。

(大正十年八月二十日炎天の下にて)